**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍三重県四日市市稲葉町一二九一番地、最後の住所三重県四日市市北納屋町六番二号
被相続人　亡　後藤　千松

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年七月二十一日
三重県四日市市浜田町六番一一号サムティ四日市ビル七階　みなと総合法律事務所
相続財産管理人　村林　敏也

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍長崎県北松浦郡江迎町長坂免一二〇番地、最後の住所京都市山科区北花山市田町一六番地市田荘三号室
被相続人　亡　髙尾　三郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年七月二十一日
事務所京都府城陽市富野堀口八〇番地の五
相続財産管理人　司法書士　南村　幸児

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍京都府福知山市字天田二六五番地、最後の住所京都府福知山市字篠尾一〇五八番地の三
被相続人　亡　堂北　識

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年七月二十一日
京都府福知山市字天田小字犬丸二三五番地の一　三右衛門ビル二階
相続財産管理人　綿島　浩一

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍岡山県岡山市東区西片岡一八一九番地、最後の住所岡山市東区浅越七〇番地二七メゾン浅越一―一一二号
被相続人　亡　井上　吉宏

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年七月二十一日
事務所岡山市北区弓之町二番九号弓之町ビル六〇八号
相続財産管理人　弁護士　森安　武夫

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍鹿児島市小野町二一六六番地、最後の住所鹿児島市小野四丁目二九番一六号
被相続人　亡　池田　和博

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年七月二十一日
事務所鹿児島市和田一丁目九番一三号司法書士東條和彦事務所
相続財産管理人　司法書士　東條　和彦

**有料職業紹介事業保証金取戻し公告**

有料職業紹介事業保証金規則廃止等に関する省令（平成十五年法務省令・厚生労働省令第二号）第二条第一項の規定に基づき次のとおり公告します。

一、保証金の取戻しをしようとする者の氏名又は名称並びに事業所の名称及び所在地　株式会社ダイヤモンド・ビッグアンドリード　東京都港区西新橋一丁目一番三号
二、保証金の額　金三十万円
三、前号の保証金につき職業安定法及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律の一部を改正する法律（平成十五年法律第八十二号。以下「法」という。）の施行前に当該保証金につき法第一条の規定による改正前の職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十二条の二第二項の権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から六箇月以内に、その債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所及び氏名又は名称を記載した申出書二通を当該公告をした者の事業所の所在地を管轄する都道府県労働局長に提出して下さい。
四、前号の申出書の提出のないときは、第二号の保証金が取り戻されます。

平成二十三年七月二十一日
東京都港区西新橋一丁目一番三号
株式会社ダイヤモンド・ビッグアンドリード
代表取締役　筒井　智之

**有料職業紹介事業保証金取戻し公告**

有料職業紹介事業保証金規則廃止等に関する省令（平成十五年法務省令・厚生労働省令第二号）第二条第一項の規定に基づき次のとおり公告します。

一　保証金の取戻しをしようとする者の氏名又は名称並びに事業所の名称及び所在地　株式会社関芸プロモーション　京都市下京区四条通柳馬場東入立売東町一番地　京都フコク生命四条柳馬場ビル六階
二　保証金の額　金三十万円
三　前号の保証金につき職業安定法及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律の一部を改正する法律（平成十五年法律第八十二号。以下「法」という。）の施行前に当該保証金につき法第一条の規定による改正前の職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十二条の二第二項の権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から六箇月以内に、その債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所及び氏名又は名称を記載した申出書二通を当該公告をした者の事業所の所在地を管轄する都道府県労働局長に提出して下さい。
四　前号の申出書の提出がないときは、第二号の保証金が取り戻されます。

平成二十三年七月二十一日
京都市下京区四条通柳馬場東入立売東町一番地　京都フコク生命四条柳馬場ビル六階
株式会社関芸プロモーション
代表取締役　中出　頼實

**有料職業紹介事業保証金取戻し公告**

有料職業紹介事業保証金規則廃止等に関する省令（平成十五年法務省令・厚生労働省令第二号）第二条第一項の規定に基づき次のとおり公告します。

一　保証金の取戻しをしようとする者の氏名又は名称並びに事業所の名称及び所在地　株式会社日出ハイテック　大分県速見郡日出町大字大神八一三三番地

二　保証金の額　金三十万円
三　前号の保証金につき職業安定法及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律の一部を改正する法律（平成十五年法律第八十二号。以下「法」という。）の施行前に当該保証金につき法第一条の規定による改正前の職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十二条の二第二項の権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から六箇月以内に、その債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所及び氏名又は名称を記載した申出書二通を当該公告をした者の事業所の所在地を管轄する都道府県労働局長に提出して下さい。
四　前号の申出書の提出がないときは、第二号の保証金が取り戻されます。

平成二十三年七月二十一日
大分県速見郡日出町大字大神八一三三番地
株式会社日出ハイテック
代表取締役　姫嶋　暢彦

## 第23期決算公告

平成23年7月5日　山形市香澄町三丁目3番1号
**きらやかカード株式会社**
取締役社長　佐藤　利

**貸借対照表の要旨**（平成23年3月31日現在）（単位：百万円）

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|---|---|---|---|
| 流動資産 | 2,476 | 流動負債 | 1,277 |
| 固定資産 | 258 | 固定負債 | 574 |
| | | **負債合計** | **1,851** |
| | | 株主資本 | 882 |
| | | 資本金 | 30 |
| | | 資本剰余金 | 377 |
| | | 利益剰余金 | 476 |
| | | 利益準備金 | 9 |
| | | 別途積立金 | 200 |
| | | 繰越利益剰余金 | 267 |
| | | （うち当期純利益） | (55) |
| | | **純資産合計** | **883** |
| **資産合計** | **2,734** | **負債・純資産合計** | **2,734** |